

4 3に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

3に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要は以下のとおりです。これらの措置については、「自然、生物と共生する市土利用」「安全で安心できる市土利用」「美しくゆとりある市土利用」の3つの視点を総合的に勘案した上で、実施するものとします。

(1) 国土利用計画法等の適切な運用

市土の利用は本計画を基本とし、国土利用計画法、土地基本法、都市計画法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等の土地利用関係諸法の適切な運用により、総合的かつ計画的な調整を推進し、自然環境および農地の保全、治水等に配慮した適正な土地利用を図ります。

(2) 地域整備施策の推進

市民生活のより一層の向上を図ることに加え、地域の個性や多様性を生かしつつ市土の持続可能な均衡ある発展を図るため、地域の特性に応じた地域整備施策を推進し、自然環境、生活環境および生産基盤の総合的な整備を進めます。

(3) 市土の保全と安全性の確保

ア 治水対策等

市土の保全と安全性を確保するため、治水施設等の整備と流域内の土地利用との調整および地形など自然条件と土地利用配置との整合性を図り、風水害、地震等の災害に配慮した適正な土地利用への誘導を図ります。

イ 市街地の安全性の向上

市街地における市民生活や生産活動上の安全性を確保するため、地域防災計画の充実・周知徹底を図るとともに、公園緑地やオープンスペースを確保し、地震などあらゆる災害に対し、十分な防災上の配慮を行いつつ整備を進めます。

(4) 環境の保全と市土の快適性および健全性の確保

ア 地球温暖化対策と大気環境の保全

地球温暖化対策を加速し、低炭素社会の構築をめざすとともに、良好な大気環境の保全を推進するため、市民、事業者との協働のもと、太陽光、バイオマス等の新エネルギーの導入、公共交通機関の利用促進等に取り組み、環境負荷の小さな都市構造や

経済社会システムの形成に向けて適切な土地利用を図ります。また、二酸化炭素の吸収源となる森林や都市の緑の適切な保全・整備を図ります。

イ 生活環境の保全

生活環境の保全を図るため、住居系、工業系、商業系の用途区分に応じた適正な土地利用への誘導や大規模な住宅地整備における緑地の確保、工場等における緩衝緑地の設置などを進めます。また、騒音等が著しい幹線道路の周辺においては、緑地帯の設置や適切な施設誘導等により土地利用の適正化を図ります。

また、二酸化炭素の吸収源となる公園等の樹林、樹木の適正な保全・整備を図るなど、二酸化炭素や窒素酸化物等の環境への負荷の低減に資する土地利用を図ります。

ウ 健全な水環境の確保と水質の保全

健全な水環境の確保と水質の保全を図るため、農業排水や工場排水、生活排水に対する監視を強め、公共下水道等の設置促進により、水質汚濁を防止するとともに、雨水の地下浸透の促進、環境に配慮した流量・用水の確保、水辺等の保全による河川やため池の自然浄化能力の維持・回復・活用、地下水の保全と適正な利用、節水や水の再利用等による水資源の有効利用などを進めます。

エ 多様な自然環境の保全

動植物の生息・生育、自然・田園景観、稀少性等の観点からみて、すぐれている自然については、それぞれの地域に対応した行為規制等により適切な保全を図ります。農業等の営みとともに培われた農村地域の自然や田園景観は、人間と自然とが共生する生態系を形成しており、適切な農業活動や地域住民、NPO、事業者等による保全活動の促進、必要な施設の整備等を通じて自然環境の維持・形成を図ります。

また、生物の多様性を確保する観点から、外来生物の侵入防止や生態系のネットワーク化に配慮します。

多様な自然環境の保全を図るためには、行政施策だけではなく、市民自らが美しい守山を育てる気風を育むことが重要であり、これまでに進められている市民活動等の充実発展を図るなど、より一層の意識の高揚を図ります。

オ 文化財等の保存

土地と一体となり歴史的風土を形成し、市民の文化的資質を高めている文化財、歴史的遺産等の誇るべき資産を後世に正しく継承し、伝えていくために、土地利用を規制する区域を設定するなどの措置を講ずる他、歴史的街並み等の修景保全に配慮します。

カ 環境影響評価等の実施

良好な環境を確保するため、事業の実施段階において環境影響評価を実施すること、および事業の特性を踏まえつつ公共事業等の位置・規模等の検討段階において環境的側面の検討を行うことなどにより、適切な環境配慮を促進し、土地利用の適正化を図ります。

(5) 土地利用の転換の適正化

ア 農用地の転換

農用地の利用転換については、食糧生産の確保、地域の環境に及ぼす影響に留意し、農業以外の土地利用との計画的な調整を図りながら、無秩序な転用を抑制し、農業農村の振興を十分考慮して行うものとします。

イ 大規模な土地利用転換

大規模な土地利用転換については、その影響が広範であるため、周辺地域も含めて環境影響評価や開発に伴う雨水の流出増に対する治水対策を実施するなど、事前に調査、検討、協議等の十分な機会をもち、災害の発生、環境の悪化、自然破壊等の恐れのないよう十分考慮し、周辺の土地利用との調整を図りつつ慎重に行うものとします。

また、地域住民の意向など地域の実情を踏まえた適切な対応を図るとともに、第5次守山市総合計画基本構想等の地域づくりの総合的な計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画との整合を図るものとします。

(6) 土地の有効利用の促進

ア 農用地

農用地については、なし崩し的なスプロール化を招く農地転用を抑制し、まとまりのある優良農用地を確保するとともに、足腰の強い農業、活力ある農業農村を築くため農業生産基盤の整備を推進し、利用度の高い優良農用地の整備を図ります。

また、昨今の農業を取り巻く国内外の情勢を視野に入れつつ、地域農業の核となる効率的かつ安定的な農業経営の担い手への農用地の利用集積や高付加価値農産物の開発、経営体の育成など必要な措置を講じ、農地の有効利用を促進します。

なお、良好な管理を通じて、農業の有する市土保全、田園景観保全等の多面的な機能が発揮されるよう配慮します。

イ 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、治水、利水 条件の維持、向上を図りつつ、親水機能や、魚類や水生昆虫、水生植物等の生息・生育環境、移動経路としての機能を発揮するための水質や水量の確保や保全、再生を図ります。

ウ 道 路

道路については、市民生活に深い関わりをもつ市道など生活道路の計画的な整備に努め、生活の利便性の向上を図るとともに、道路緑化、良好な街並み景観の形成、ユニバーサルデザイン、防災機能等への配慮など、道路空間の多様な機能の発揮に努め、その有効利用を進めます。

エ 住 宅 地

住宅地については、ユニバーサルデザインへの配慮や住宅の長寿命化、既存住宅の市場整備を通じて、快適性、安全性など居住環境の整備、高度利用を推進するとともに、長期的な需給見通しに基づく計画的な住宅地の供給を促進します。

オ 工業用地

工業用地については、既存の工業団地のうち未立地用地の有効活用を促進します。その際、緑地確保など地域の自然環境との調和に配慮するとともに、地域社会との調和、公害防止の充実を図ります。

カ その他の宅地

店舗や業務用地については、JR守山駅を中心とする中心市街地をはじめ、南部と北部の市街地、また主要な道路沿いなどに立地しています。商業・サービス業機能等の集積による商店街等の活性化と、高齢者や障害者など誰もが快適に暮らせるよう、日常生活に必要な機能の充実やコミュニティ 機能の再生を進めます。また、郊外型店舗等については、主要な道路沿い等に立地がみられますが、周辺環境との調和や地域的な均衡に配慮した土地利用の調整を行い、その有効利用を図ります。

キ 低・未利用地

低・未利用地のうち耕作放棄地 については、市土の有効利用および環境・景観の保全の観点から、周辺土地利用との調整を行い、市民ニーズに応じて農地、または他の都市的土地利用等として、積極的な活用を図ります。

また、農用地等から宅地へと転換された後、低・未利用地となった土地については、

新たな土地需要がある場合には、市土の有効利用の観点から優先的に利用を図るなど、地域の実情を踏まえた適正かつ計画的な活用を図ります。

ク 市土利用の総合的マネジメント

土地利用について、地域の実情に即したものとなるよう、地域の合意形成を図ります。このため、公共事業による土地利用の改変にあたっては、事業計画等の策定段階において地域住民の参画を進めます。

また、民間開発等による土地利用の改変にあたっては、事前に地域との合意形成が行われるよう調整を図ります。

ケ 市土の市民的経営の推進

農用地や森林等の管理の低下が懸念される中、土地所有者以外の者が、それぞれの特長を生かして市土の管理に参加することは、市土の管理水準の向上に資するだけでなく、地域への愛着をもつきっかけや、交流促進、土地所有者の管理に対する関心の喚起など適切な土地利用に資する効果が期待できます。

このため、所有者等による適切な管理や公的な役割に加え、地域住民、NPO、事業者、他地域の住民、行政など多様な主体が、農地の保全管理活動への参加や、地元農産品、地域材製品の購入、緑化活動に対する寄付など、様々な方法により市土の適切な管理に参画していく「市土の市民的経営」の取り組みを推進します。

(7) 市土に関する調査の推進および成果の普及啓発

土地利用の実態および動向を科学的かつ総合的に把握して、適切な土地利用の推進を図るため、自然環境保全調査など市土に関する基礎的な調査の推進に努めます。

また、市民による市土の保全と利用への理解を促し、計画の総合性および実効性を高めるため、調査結果の公表および啓発を図ります。